

秋田県SDGsパートナー登録制度Q & A

【1. 制度について】	
Q1-1	秋田県SDGsパートナー登録制度とは、どのような制度ですか。 A SDGsに積極的に取り組む企業や団体等を後押しし、県内におけるSDGsの取組の裾野を広げるために、これらに取り組む事業者等を県が登録・紹介する制度です。
Q1-2	秋田県SDGsパートナーになれば、例えば、提供するサービスや商品に対して県から一定の認証等が与えられたものと認識して良いですか。 A 登録要件を満たす申請者には県から登録証を発行しますが、県が登録事業者のサービスや商品の品質等を保証するものではありません。（要綱第9条参照）
Q1-3	秋田県SDGsパートナーの募集は今後も行いますか。 A 毎年度、4回程度の募集を行う予定です。募集期間等については、県Webサイト等にてお知らせします。
【2. 申請・登録について】	
Q2-1	今回、秋田県SDGs登録制度への登録を機にSDGsの取組を実施しようと考えていますが（申請時点では具体的な取組は実施していませんが）、申請できますか。 A 申請時点で具体的な取組を実施していなくても、1年以内に実施する予定の取組を記載いただければ申請・登録は可能です。ただし、登録から1年が経過するごとに取組の進捗状況の報告が必要ですのでご注意ください。
Q2-2	要綱第4条（登録要件）に、「取組方針等を宣言すること」、「3側面の取組及び目標を設定すること」とありますが、登録の申請時点で独自にWebサイト等で公表している必要がありますか。 A この内容は様式第2号「SDGs達成に向けた宣言書」を指しており、必要事項を記載した当該様式を申請時に提出いただくことをで足ります。
Q2-3	秋田県内に事業所（支店・営業所・工場等）を有していませんが、県内企業等との取引がある場合や、短期のうちに県内に事業所を設立する予定がある場合、申請できますか。 A 申請時点で県内に事業所等がない場合は、申請できません。
Q2-4	県内に本社があり、事業所（支店・営業所・工場等）を複数有していますが、申請は事業者ごとに行うべきですか。 A 基本的には本社で一括して申請をお願いします。ただし、事業所ごとに重点的な取組事項等が全く異なる場合は事業所単位での申請を妨げるものではありません。
Q2-5	【令和3年9月21日修正】県外に本社があり、県内に事業所（支店・営業所・工場等）がある場合、本社名で申請できますか。 A 申請者は県内にある事業所の名称で行ってください。ただし、Q2-6記載のとおり、県内に複数事業所を有し、一括して申請する場合は、本社名で申請してもかまいません。

Q2-6	県外に本社があり、県内に複数の事業所（支店・営業所・工場等）がある場合、事業所ごとに申請するのですか、それとも一括で申請するのですか。 A 基本的にはそれぞれの事業所ごとの申請をお願いします。ただし、全ての事業所等において統一的な取組が確保され、連絡体制等についても組織として十分な対応ができる場合は、一括して申請することも可能です。
Q2-7	地方公共団体や学校が申請する場合は、どのような単位で申請するのですか（〇〇地域局、〇〇高等学校3年A組など）。 A 地方公共団体の場合は「〇〇市」や「〇〇村」といった市町村単位で、学校の場合は「〇〇高等学校」や「〇〇小学校」といった学校単位での申請をお願いします。
Q2-8	自治会などの任意団体や個人でも申請・登録は可能ですか。 A 登録の対象は「秋田県内に本社又は支社等を有し、県内において事業活動を行う企業、教育機関、研究機関、特定非営利活動法人（NPO法人）、地方公共団体その他の団体及び個人事業主」としており、自治会などの任意団体は申請・登録は可能ですが、個人（個人事業主を除く。）では申請・登録はできません。
Q2-9	申請や更新に当たり、手数料や登録料などの費用はかかりますか。 A 本制度の登録に係る費用は発生しません。
Q2-10	申請から登録までの流れを教えてください。 A 申請締切後、県で確認を行い2～3か月以内を目安に登録証を交付します。 なお、受付期間中に申請のあった事業者等を一括して登録します。
Q2-11	郵送・持参による申請も認められますか。認められる場合、申請の締切日は必着ですか、それとも当日消印有効ですか。 A SDGsの理念（資源の保全等）に基づくとともに、県Webサイトでの公表や確認事項等のメール連絡といった流れを考慮し、基本的にはメールによる申請をお願いします。困難な場合は郵送・持参による申請も認め、その際は当日消印有効とします。
Q2-12	登録となった場合、連絡等はあるのですか。 A 登録となった申請者に対し、メール等で連絡します。その際、申請書に記載されている担当者のメールアドレス等に送信します。
Q2-13	【令和3年9月30日修正】申請は本社で行うのですが、複数営業所を有しているため登録証を営業所の数だけもらうことはできますか。 A 登録証は1申請者あたり1枚とさせていただきます。必要に応じて各登録者においてカラーコピーなどの対応をお願いいたします。
【3. 様式第1号（申請書）の書き方について】	
Q3-1	様式第1号の書き方を教えてください。 A 別途、記載例を掲載しておりますのでご参照ください。
Q3-2	申請書に押印は必要ですか。 A 必要ありません。

【4. 様式第2号（宣言書）の書き方について】	
Q4-1	様式第2号の書き方を教えてください。 A 別途、記載例を掲載しておりますのでご参照ください。
Q4-2	指標の目標値をクリアできなければ、更新時に不利になりますか。 A 指標はあくまでも取組の進捗状況を自己評価するために設定しているものであり、その達成状況によって、更新に影響を与えるものではありません。
Q4-3	様式を加工し、4つ以上の取組を記載してもいいですか。 A 記載する取組は最大で3つまでとしてください。また、取組一つあたりの記載幅を広げ、複数ページに及ぶことは可能ですが、簡潔な記載にご協力ください。
Q4-4	3側面（経済・社会・環境）を網羅することは必須ですか。 A 登録の必須要件ではありませんが、SDGsの理念を踏まえ、可能な限り3側面を網羅するよう、取組をお願いします。どのような取組がどの側面に該当するかについては、「（別紙）基本的取組事項の例」を参考としてください（例えば、2つの取組により3側面を網羅するなどは可（ex. 1つ目の取組により「経済」・「社会」を、2つ目の取組により「環境」を網羅するなど））。
Q4-5	「（別紙）基本的取組事項の例」に記載されていない取組や、記載されてはいるものの複数の分野等にまたがる取組を統合して行うことは可能ですか。 A 可能です。記載している取組やゴールはあくまで例であり、必ずしも記載の取組や枠組みにとらわれることなく、各申請者が幅広い視点に立って多種多様な取組を進めることは大いに期待するものです。
【5. その他】	
Q5-1	秋田県SDGsパートナーに登録された場合のメリットはありますか。 A SDGsの達成に積極的に取り組む事業者等として、県Webサイト等で対外的にPRします。また、オリジナルロゴマークを名刺等に使用することができます。
Q5-2	秋田県SDGsパートナーに登録されていませんが、オリジナルロゴマークを使用することはできますか。 A できません。オリジナルロゴマークは、秋田県SDGsパートナーのみ使用することができます。
Q5-3	交付された登録証は、社内で掲示したり、自社のWebサイトで公開しても良いですか。 A SDGsの取組を県内全域に広げるため、積極的に社内での掲示や各社のWebサイトでの公開等を行っていただきますようお願いいたします。ただし、登録証の加工等を行わないでください。

※このQ & Aは、随時更新します。